

★減免対象チェックシート★

① 『生活保護受給世帯』ですか？

いいえ

はい

必要書類

- (1) 減免申請書（様式第8号-1）
- (2) 「生活保護証明書」の写し
または「生活保護費支給票」の写し

② 『市・県民税非課税世帯』ですか？
（世帯全員が該当する必要があります）

いいえ

はい

必要書類

- (1) 減免申請書（様式第8号-1）
- (2) 世帯構成員全員（※）の「市・県民税非課税証明書」の写し
- (3) 世帯構成員全員の「住民票」の写し

（※）減免申請書（様式第8号-1）裏面の「扶養親族申告欄」に記載する、税法上の扶養親族については、市・県民税非課税証明書または課税証明書の写しは提出不要です。

③ 『所得税非課税世帯』ですか？
（世帯全員が該当する必要があります）

※ 所得税非課税の考え方はホームページをご覧ください。

いいえ

はい

必要書類

- (1) 減免申請書（様式第8号-1）
- (2) 世帯構成員全員（※）の「市・県民税非課税証明書」または「市・県民税課税証明書」の写し
- (3) 世帯構成員全員の「住民票」の写し

（※）減免申請書（様式第8号-1）裏面の「扶養親族申告欄」に記載する、税法上の扶養親族については、市・県民税非課税証明書または課税証明書の写しは提出不要です。

以下の④⑤のいずれかの状況に該当する場合は、減免が受けられる場合があります。
詳細は児童クラブ事業推進課までお問合せください。

④ 事業の倒産や失業（自己都合を除く）、疾病などにより前年より収入が半減すると見込まれる世帯

⑤ 火災、風水害、地震、その他災害により居住する家屋が損害を受けた世帯

■必要書類に係る留意点■

- ・ 兄弟姉妹で児童クラブに登録している場合は、児童クラブ保護者負担金減免申請書の児童の欄に全員の名前を記載して申請してください。（1枚の申請書で足りません。添付書類も1セットでかまいません。）
- ・ 添付書類は写し（コピー）で構いません。
- ・ 市・県民税（非）課税証明書は、申請日時点で取得可能な最新年度のもの、住民票と生活保護証明書は、発行から3か月以内のものに限ります。
- ・ 住民票について、マイナンバー（個人番号）および住民票コードの記載はしないでください。
- ・ 同一生計の保護者が単身赴任等により住民票上、別世帯になっている場合でも、その保護者について、市・県民税（非）課税証明書、住民票等の添付書類の提出が必要です。